## DBオンラインサービス操作説明会

# 明治安田生命からのご連絡

団体年金サービス部

(団体年金サービス開発G)

2023年10月31日

## INDEX



# 裁定請求書の必要書類



基礎年金番号の登録と他制度掛金の 法改正について



年金資産額報告書等に関する補足事項

#### 01. 裁定請求書の必要書類

### (1) 裁定請求書の裏面に記載の必要書類

- 裁定請求書裏面に添付書類の一覧がありますが、添付書類をすべて提出する必要があるのか? というご照会をいただいております。
- 特に「戸籍抄本」や「本人確認書類」については今まで出したことがないという、ご意見が多く寄せられています。

#### 〇この請求書には次の書類を添えてください。また<u>添付する書類の左欄に〇印を記入ください。</u>

添付有	書類名			
	1.生年月日に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本			
	2.「退職所得の受給に関する申告書」(退職所得に該当する場合)(注1)			
	3.会社からの退職金等の退職所得があった方はその「源泉徴収票」			
	4.個人番号確認書類(「マイナンバーカード(個人番号カード)の写し(両面)」、「通知カードの写し <b>(注2)</b> 」、 「住民票(個人番号付き)」 のうちいずれか1つ) <b>(注3)</b>			
	5.本人確認書類(「運転免許証」、「パスポート」、「マイナンバーカード(個人番号カード)(顔写真のある 面)」の写し等) <b>(注4)</b>			
	6.その他添付書類(			

#### 01. 裁定請求書の必要書類

## (2) 記載の必要書類の要否について

- 記載の書類は確定給付企業年金規約上、提出が求められているため記載しているものであり、今回の事務委託先変更により提出を求められたものではありません。
- 一方、給付金を請求される方は普段から会社等に勤務している従業員の方ですので、生年月日は確認済みであったり、ご本人からの請求であることは明確であるということで、提出不要と判断することも可能と考えます。
- また、給付金請求を裁定されるのは事業主さまですので、<u>添付書類を当社および</u> CPBS社へ提出する必要はございません。
- 提出の省略可否は事業主さまにてご判断いただければと思います。

#### 01. 裁定請求書の必要書類

## 【ご参考】厚生労働省の規約例 抜粋

規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(裁定)	(裁定)	○ 法第30条及び規則	○ 障害給付金及び遺族
第11条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、	第47条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、	第33条の規定の趣旨	給付金の支給は任意で
その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求	その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求	を明確化するために規約	あること(法第29条
に基づいて、 <mark>事業主が裁定する</mark> 。	に基づいて、 <b>基金が裁定する。</b>	に定めるもの。	第2項)。
2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、 その内容を第51条第1項の規定により締結した契約の 相手方(以下「資産管理運用機関」という。)に通知しな ければならない。	2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。		
3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に 基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。	3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の 氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、 <b>生</b> <b>年月日に関する</b> 市町村長(特別区の区長を含むものとし、		
4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏	指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同		
名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、 <b>生年</b>	じ。)の <b>証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証す</b>		
<b>月日に関する</b> 市町村長(特別区の区長を含むものとし、	る書類 (以下この条において「基本添付書類」という。) を		
指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同	添付して、 <b>基金に提出</b> することによって行う。		
じ。)の <b>証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証す</b>			
<b>る書類</b> (以下この条において「基本添付書類」という。)を			
添付して、 <b>事業主に提出</b> することによって行う。			

▶ 厚生労働省HP: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000934812.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000934812.pdf</a>

#### 02. 基礎年金番号の登録と他制度掛金の法改正について

### 確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧

- 毎月第1営業日に、前月末日時点で基礎年金番号が登録されていない加入者を一覧にしてご提供しております。 (オンラインサービスに「確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧」を掲載)
- その際、なぜ基礎年金番号の登録が必要なのかというご照会をいただいております。

帳票見本 作成日:令和5年10 企業年金株式会社 確定給付企業年金 基礎年金番号未登録者一覧 明治安田生命保険相互会社 御中 (事務代行会社) 企業年金ビジネスサービス株式会社 規約番号 関規第999999号 証券(団体)番号0011111-1-001 加入者番号 加入者氏名 作別 生年月日 備考 100 メイシ゛ タロウ 男性 S50.1.1 メイジ タロウ 200 ヤスター タロウ 男性 S40.1.1 ヤスダ タロウ 300 メイジ ハナコ 女性 S50.1.1 メイジ ハナコ 400 ヤスタ・ハナコ S60.1.1 女性 ヤスダ ハナコ 法改正により、2024年11月までに全加入者の登録が必須

#### 02. 基礎年金番号の登録と他制度掛金の法改正について

- 2024年12月から、DBの他制度掛金相当額・企業型DC事業主掛金・iDeCo掛金の合計額管理を実施するため、すべてのDB加入者データを企業年金連合会が整備する「企業年金プラットフォーム」(以下「企年PF」) に毎月登録することが義務付けられました。
- 企年 P F には幹事会社(明治安田生命)を通じて、加入者の『基礎年金番号・生年月日・性別・D B の他制度 掛金相当額』等を毎月自動登録するため、すべての加入者の基礎年金番号をご登録いただく必要があります。

#### 企年 P F の仕組み 毎月末の

#### 毎月末のDB、企業型DC、iDeCoの加入者情報を集約し照合を行ないます



#### 加入者情報の適正な管理

企年 P F では、本人識別を「基礎年金番号」「性別」「生年月日」で行なうため、明治安田生命が管理する加入者データに基礎年金番号の登録をお願いします。 正確な情報が登録されていない場合は、国民年金基金連合会が保有する i D e C o の加入者情報と不整合となり、i D e C o の掛金が拠出できなくなる場合があります。

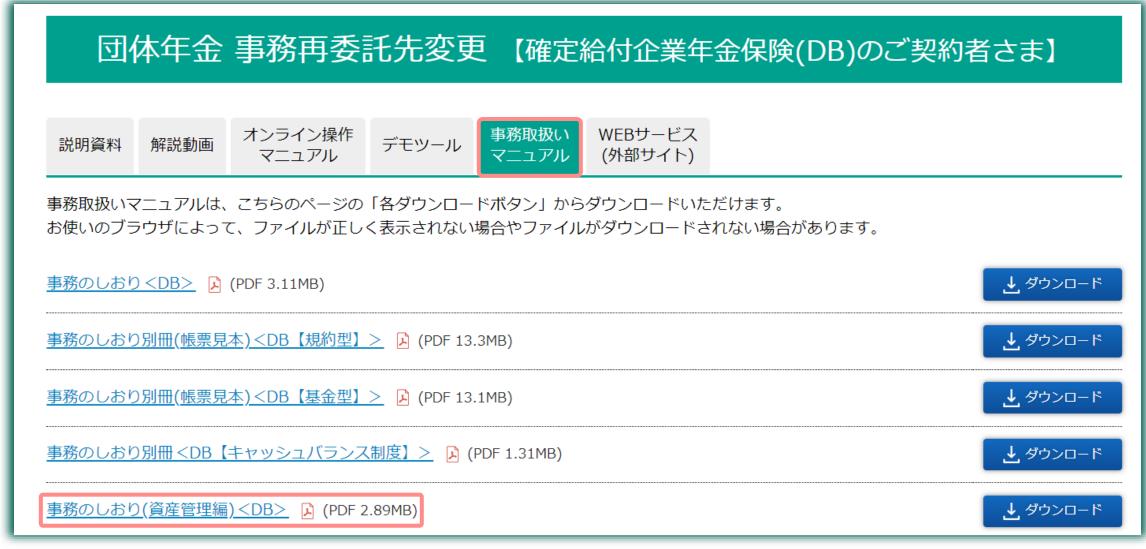
## (1) 年金資産額報告書とは

- 年金資産額は年一回の収支決算において残高をお知らせしていますが、収支決算とは別に年金資産残高を確認したい場合にご提供する報告書です。
- 用途の一つに<u>退職給付会計における退職給付引当金の計算</u>があり、経理部門から依頼を受けてご提供することが 多いと考えられます。

## (2) 移行に伴う変更点

- オンラインサービスの帳票取出機能にて、年金資産額報告書を取り出していただきます。
- 収支情報については別途オンラインサービスから取得いただきます。
- 複数事業主制度のお客さま、退職給付会計を簡便法で登録していたお客さまにおかれては、変更により出力されないページがあります。
- これらの変更による代替的な取得方法につきましては、「団体年金 事務委託先変更」ホームページの「事務取扱いマニュアル」にある「事務のしおり(資産管理編) <DB> 」の2-3ページをご参照いただくようお願いいたします。

## 【ご参考】事務のしおり(資産管理編) <DB>



▶ 「団体年金 事務委託先変更」H P: https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/gp\_subcontract/db/

## (3)複数事業主のお客さま、簡便法採用のお客さまへの補足事項

- 昨年度、複数事業主のお客さま、簡便法採用のお客さまへは経理部門の方用のご案内文書を送付しております。
- 経理部門の方から数値の提供依頼を受けた場合は当書類に記載のお取扱いをいただくようお願いいたします。
- 資料については、「団体年金 事務委託先変更」ホームページから現在も取得可能です。



▶ 「団体年金 事務委託先変更」HP:<u>https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/gp\_subcontract/db/</u>

## (4) 業務委託費の明細、年金数理人費の出力時期変更について

- 財政決算月の直前に送付しておりました業務委託費請求書、年金数理人手数料請求書に記載の数値は、 収支決算資料である「保険資産に関するご報告」の資料に含まれることになります。
- 財政決算月の翌月以降にご提供いたします。(なお、年金数理人費については基本的に毎年同額です)

